

## 「横浜市賃貸住宅供給促進計画改定素案」について 皆様のご意見を募集します！

「横浜市賃貸住宅供給促進計画」（平成31年4月策定、令和3年4月一部改定）は、住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め、総合的かつ計画的に施策を展開するための計画です。賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加や、セーフティネット住宅<sup>※2</sup>の登録基準の強化・緩和を実施することができます。

この度、令和4年10月の「横浜市住生活マスタープラン」（横浜市住生活基本計画）の改定等を踏まえた見直しを行うとともに、**小規模な住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録促進を図るため、本計画を改定するため、意見募集を実施します。**

※1 住宅確保要配慮者：住宅セーフティネット法に規定される低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者等

※2 セーフティネット住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅

### 1 意見募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）まで

### 2 改定のねらい

#### （1）小規模な住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進

横浜市においては、セーフティネット住宅の登録促進を図るため、これまでも登録基準の緩和を実施してきました。

この度、小規模な住宅の登録促進を図る観点から、面積に関する登録基準の更なる緩和を進めます。

#### （2）「横浜市住生活マスタープラン」（横浜市住生活基本計画）の改定等を踏まえた見直し

横浜市住生活マスタープランの改定等を踏まえ、セーフティネット住宅の確保に関する取組内容の充実を図ります。

【参考】横浜市住生活マスタープラン 2022-2031 – 抜粋 –

目標4 住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実

●<成果指標>

・家賃補助付きセーフティネット住宅の供給戸数（累計） 目標 1,900 戸（R13/2031）

●<民間賃貸住宅や公的賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の供給の促進>

・住宅確保要配慮者が増加している状況を踏まえ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、空き家・空き室などを有効活用し、セーフティネット住宅の供給の促進を図ります。

### 3 セーフティネット住宅の登録基準の緩和

セーフティネット住宅の登録基準のうち、規模に係る基準を緩和します。

【一般住宅の場合】

建築時期によらず、「面積」の基準を一律に緩和

【共同居住型住宅（シェアハウス）の場合】

建築時期によらず、「各専用居室の面積」、「住棟全体の面積」及び「ひとり親家庭の場合の各専用居室の居住人数（定員）」の基準を一律に緩和

※詳しくは、市民意見募集に関するチラシ（別紙）をご覧ください。

## 4 資料の閲覧場所

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、本計画（素案）本文の閲覧及び市民意見募集に関するチラシの配布を行っています。

なお、素案本文は、冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご覧いただくことができます。

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>

横浜市賃貸住宅供給促進計画 意見募集

検索



## 5 意見提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵 送 : 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 24 階  
横浜市建築局住宅政策課 宛て（チラシに添付の「意見提出書」に記載してお送りください）（消印有効）
- ② 電子メール : [kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp](mailto:kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp)（件名に「横浜市賃貸住宅供給促進計画 意見募集」と明記ください）
- ③ F A X : 045-641-2756（「住宅政策課宛」と明記ください）
- ④ 持 参 : 横浜市建築局住宅政策課（土・日・祝日を除く、8時45分から17時まで）

【注意事項】郵送、電子メールまたはFAXでご提出いただく場合は、「氏名」、「住所（区名まで）」、「年代」、「素案へのご意見」を明記の上、お送りください。

## 6 その他

- いただいたご意見は、「横浜市賃貸住宅供給促進計画改定版」の策定の参考にさせていただきます。また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、横浜市のホームページで公表します。（氏名、住所は公表いたしません。）
- 電話でのご意見の受付や、ご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

## 参考 「横浜市賃貸住宅供給促進計画」の概要

### (1) 目的

「横浜市住生活基本計画」における施策の理念である、どこでも誰もが安心して暮らせる住環境の実現に向け、住宅の確保に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給及び居住の安定を促進することを目的に策定します。

### (2) 位置づけ

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）」第6条第1項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画

### (3) 計画期間

2019（令和元）年度から2026（令和8）年度までの8年間

お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659

# 横浜市賃貸住宅供給促進計画改定素案 について皆様のご意見を募集します

## 募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）まで

## 横浜市賃貸住宅供給促進計画とは

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)第6条第1項に基づき、住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め、総合的かつ計画的に施策を展開するための計画です。賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加や、セーフティネット住宅<sup>※2</sup>の登録基準の強化・緩和を実施することができます。

この度、令和4年10月の「横浜市住生活マスタープラン」(横浜市住生活基本計画)の改定等を踏まえた見直しを行うとともに、小規模な住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録促進を図るため、本計画を改定します。

※1 住宅確保要配慮者:住宅セーフティネット法に規定される低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者等

※2 セーフティネット住宅:住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅

## 改定のねらい

### ・小規模な住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進

本市においては、セーフティネット住宅の登録促進を図るため、これまでも登録基準の緩和を実施してきました。この度、小規模な住宅の登録促進を図る観点から、面積に関する登録基準の更なる緩和を進めます。

### ・「横浜市住生活マスタープラン」(横浜市住生活基本計画)の改定等を踏まえた見直し

横浜市住生活マスタープランの改定等を踏まえ、セーフティネット住宅の確保に関する取組内容の充実を図ります。

## セーフティネット住宅の登録基準の緩和

### ●セーフティネット住宅の登録基準のうち、規模に係る基準を緩和します。

#### 【一般住宅の場合】

建築時期によらず、一律16㎡以上

建築確認の時期	市の現行基準			改定案
	～平成8年3月31日	～平成18年3月31日	平成18年4月1日～	一律 (建築確認時期を問わず)
各住戸の面積	16㎡以上	18㎡以上	25㎡以上	16㎡以上

#### 【共同居住型住宅（シェアハウス）の場合】

建築時期によらず、各専用居室の面積を一律「6㎡※」以上、

住棟全体の面積を一律「12㎡×居住人数+10㎡」以上

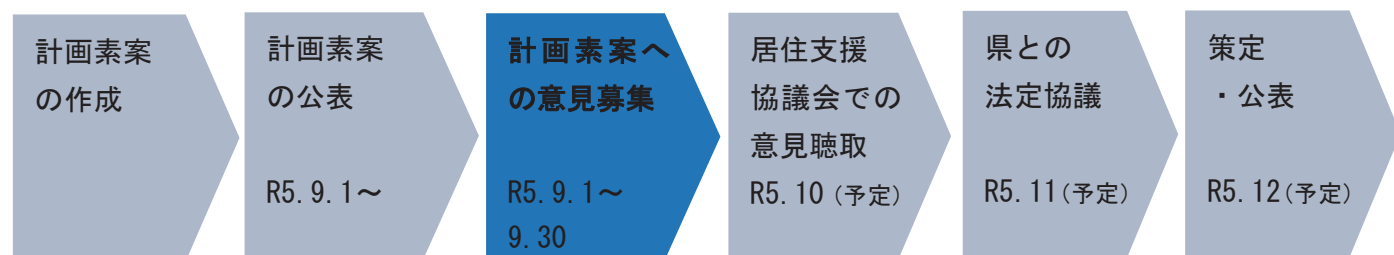
ひとり親家庭の場合の各専用居室の居住人数（定員）を一律「各専用居室の面積÷6㎡」（人）

※6㎡以上：いわゆる「団地間」等の四畳半の居室の面積

建築確認時期	市の現行基準		改定案
	～令和2年5月31日	令和2年6月1日～	一律 (建築確認時期を問わず)
各専用居室の面積	6㎡以上	9㎡以上	6㎡以上
住棟全体の面積	12㎡×居住人数 +10㎡以上	15㎡×居住人数 +10㎡以上	12㎡×居住人数 +10㎡以上
ひとり親家庭の場合の 各専用居室の居住人数 (定員)	「各専用居室の面積÷ 6㎡」（人）(*)	「各専用居室の面積÷ 9㎡」（人）(*)	「各専用居室の面積÷ 6㎡」（人）(*)

## 改定版策定スケジュール

皆様のご意見を踏まえ、2023(令和5)年12月(予定)に改定版を策定します。



## 資料の配布場所等

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、本計画(素案)本文の閲覧及び概要版リーフレットの配布を行っています。

なお、素案本文は、冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご覧いただくことができます。

### 【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>

横浜市賃貸住宅供給促進計画 意見募集 検索

### 【応募方法】

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- ① 郵送 (消印有効) : 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎24階 横浜市建築局住宅政策課 宛て (チラシに添付の「意見提出書」に記載してお送りください)
- ② 電子メール : [kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp](mailto:kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp) (件名に「横浜市賃貸住宅供給促進計画 意見募集」と明記ください)
- ③ FAX : 045-641-2756 (「住宅政策課宛」と明記ください)
- ④ 持参 : 横浜市建築局住宅政策課 (土・日・祝日を除く、8時45分から17時まで)

### 【注意事項】

- 郵送、電子メールまたはFAXでご提出いただく場合は、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記の上、お送りください。
- いただいたご意見は、「横浜市賃貸住宅供給促進計画改定版」の策定の参考にさせていただきます。また、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、市のホームページで公表します。(氏名、住所は公表いたしません。)
- 電話でのご意見の受付や、ご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 【お問合せ先】

計画の内容や、意見募集手続きに関して不明な点がございましたら、TEL: 045-671-4121 (横浜市建築局住宅政策課) までお問合わせください。

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。